

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

目次

本則

一 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）．．．．． 1

二 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）．．．．． 2

三 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）．．．．． 3

四 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）．．．．． 7

五 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）．．．．． 12

六 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）．．．．． 14

七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）．．．．． 16

八 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）．．．．． 18

九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）．．．．． 20

十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）．．．．． 24

十一 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百十号）．．．．． 26

十二 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）．．．．． 28

十三 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）．．．．． 30

附則

．．．．． 32

一 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（公表の方法）</p> <p>第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。） 、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をい い、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四 年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。） を除く。）</p>	<p>（公表の方法）</p> <p>第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。） 、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をい う。）</p>

改正案	現行
<p>（公表の方法）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の六第三項、法第二十七條の七第一項及び第二項、法第二十七條の八第八項及び第十一項並びに法第二十七條の十一第二項、法第二十七條の二十二の二第六項において準用する法第二十七條の七第一項及び第二項、法第二十七條の二十二の三第一項及び第二項並びに法第二十七條の二十二の三第四項において準用する法第二十七條の八第八項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）</p>	<p>（公表の方法）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の六第二項、法第二十七條の七第一項及び第二項、法第二十七條の八第八項及び第十一項並びに法第二十七條の十一第二項、法第二十七條の二十二の二第六項において準用する法第二十七條の七第一項及び第二項、法第二十七條の二十二の三第一項及び第二項並びに法第二十七條の二十二の三第四項において準用する法第二十七條の八第八項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）</p>

三 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（金融商品取引業の内容についての広告等の表示方法） 第七十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）<u>第三条</u>に規定する放送大学学園をいう。）を除く。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第七十七条第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第七十七条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送</p>	<p>（金融商品取引業の内容についての広告等の表示方法） 第七十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号の二</u>に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第七十七条第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第七十七条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法</p>

事業者をいう。第二百七十条第一項第一号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

二 金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）

2（略）

（金融商品仲介業の内容についての広告等の表示方法）

第二百六十七条（略）

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第二百七十条第一項第一号イにおいて同じ。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第二百七十条第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第二百七十条第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二 金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）

2（略）

（金融商品仲介業の内容についての広告等の表示方法）

第二百六十七条（略）

2 (略)

3 金融商品仲介業者がその行う金融商品仲介業の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第二百七十条第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十八条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百七十条 令第十八条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二 金融商品仲介業者又は当該金融商品仲介業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

2 (略)

3 金融商品仲介業者がその行う金融商品仲介業の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第二百七十条第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十八条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百七十条 令第十八条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 金融商品仲介業者又は当該金融商品仲介業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

2
(略)

三
(略)

2
(略)

三
(略)

四 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第十四条の十一の十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について<u>基幹放送事業者</u>（<u>放送法</u>（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、<u>日本放送協会</u>及び<u>放送大学学園</u>（<u>放送大学学園法</u>（平成十四年法律第百五十六号）<u>第三条</u>に規定する<u>放送大学学園</u>をいう。）を除く。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令</u>第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等） 第十四条の十一の二十一 <u>令</u>第四条の五第二項に規定する内閣府令で</p>	<p>（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第十四条の十一の十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について<u>一般放送事業者</u>（<u>放送法</u>（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号</u>の二に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令</u>第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等） 第十四条の十一の二十一 <u>令</u>第四条の五第二項に規定する内閣府令で</p>

定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号及び第三十条の五十三の六第一項第一号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

- 二 銀行又は当該銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）
2（略）

定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法
 - イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号及び第三十四条の五十三の六第一項第一号イにおいて同じ。）
 - ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号ロ及び第三十条の五十三の六第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

- ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号ハ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者
- 二 銀行又は当該銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）
2（略）

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の二の十八 (略)

2 (略)

3 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の二の二十一第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十四条の二の二十一 令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二 外国銀行代理銀行又は当該外国銀行代理銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備によ

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の二の十八 (略)

2 (略)

3 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の二の二十一第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十四条の二の二十一 令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 外国銀行代理銀行又は当該外国銀行代理銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備によ

り放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項
と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧さ
せる方法

三 (略)

2 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広
告等の表示方法)

第三十四条の五十三の三 (略)

2 (略)

3 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の
業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる
方法又は第三十四条の五十三の六第一項各号に掲げる方法(音声に
より放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の
規定にかかわらず、令第十六条の六の二第二項第一号に掲げる事項
の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大
きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法
等)

第三十四条の五十三の六 令第十六条の六の二第二項に規定する内閣
府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

り放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項
と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧さ
せる方法

三 (略)

2 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広
告等の表示方法)

第三十四条の五十三の三 (略)

2 (略)

3 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の
業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる
方法又は第三十四条の五十三の六第一項各号に掲げる方法(音声に
より放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の
規定にかかわらず、令第十六条の六の二第二項第一号に掲げる事項
の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大
きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法
等)

第三十四条の五十三の六 令第十六条の六の二第二項に規定する内閣
府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

<p>2 (略)</p> <p>二 銀行代理業者又は当該銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者</p> <p>ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者</p> <p>ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者</p> <p>二 銀行代理業者又は当該銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三 (略)</p>
--	--

五 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第二十六条の二十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について<u>基幹放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、<u>日本放送協会及び放送大学学園</u>（放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）<u>第三条</u>に規定する放送大学学園をいう。）を除く。<u>第二十六条の二の十九第一項第二号</u>において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令</u>第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>	<p>（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第二十六条の二十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について<u>一般放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号の二</u>に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。<u>第二十六条の二の十九第一項第二号</u>において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令</u>第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）
2（略）

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第一条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）
2（略）

改 正 案

現 行

<p>（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第七十条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について<u>基幹放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）<u>第三条</u>に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>	<p>（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第七十条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について<u>一般放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号の二</u>に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。第七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>
--	---

第七十條の十九 令第十六條第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二條第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

2
三（略）
（略）

第七十條の十九 令第十六條第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二條第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二條の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二條第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

2
三（略）
（略）

七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第三十一条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託業務を営む金融機関がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について<u>基幹放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、<u>日本放送協会及び放送大学学園</u>（放送大学学園法（平成十四年法律第五百十六号）<u>第三条</u>に規定する<u>放送大学学園</u>をいう。）を除く。<u>第三十一条の十八第一項第二号</u>において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令第十一条の四第二項第一号</u>に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさと表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p><u>第三十一条の十八 令第十一条の四第二項</u>に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第三十一条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託業務を営む金融機関がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について<u>一般放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）<u>第二条第三号</u>の二に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。<u>第三十一条の十八第一項第二号</u>において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令第十一条の四第二項第一号</u>に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさと表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p><u>第三十一条の十八 令第十一条の四第二項</u>に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一 一般放送事業者（放送法第二十条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>二 信託業務を営む金融機関又は当該金融機関が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）</p> <p>ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>二 信託業務を営む金融機関又は当該金融機関が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>
--	---

八 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第百十条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について<u>基幹放送事業者</u>（<u>放送法</u>（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、<u>日本放送協会及び放送大学学園</u>（<u>放送大学学園法</u>（平成十四年法律第百五十六号）<u>第三条</u>に規定する<u>放送大学学園</u>をいう。）を除く。第百十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令</u>第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>	<p>（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第百十条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について<u>一般放送事業者</u>（<u>放送法</u>（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号</u>の二に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。第百十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令</u>第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>

第一百十條の十九 令第五條の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二條第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）

2（略）

第一百十條の十九 令第五條の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二條第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二條の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二條第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）

2（略）

改正案	現行
<p>（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第五十二条の十三の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について<u>基幹放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、<u>日本放送協会及び放送大学学園</u>（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）<u>第三条</u>に規定する<u>放送大学学園</u>をいう。）を除く。第五十二条の十三の十九第一項第二号、第二百三十四条の十六第三項及び第二百三十四条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第五十二条の十三の十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十三条の五の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>	<p>（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第五十二条の十三の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について<u>一般放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）<u>第二条第三号の二</u>に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。第五十二条の十三の十九第一項第二号、第二百三十四条の十六第三項及び第二百三十四条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第五十二条の十三の十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十三条の五の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p>

第五十二条の十三の十九 令第十三条の五の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等又は当該生命保険会社等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）
2（略）

第五十二条の十三の十九 令第十三条の五の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法
 - イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号イにおいて同じ。）
 - ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者
- ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等又は当該生命保険会社等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三（略）
2（略）

(特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二百三十四条の十六 (略)

2 (略)

3 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第二百三十四条の十九第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百三十四条の十九 令第四十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人

(特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二百三十四条の十六 (略)

2 (略)

3 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第二百三十四条の十九第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百三十四条の十九 令第四十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人

又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

2
三（略）
（略）

又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

2
三（略）
（略）

十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（投資証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法） 第二百二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務の内容について<u>基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。</u>第二百二十七条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第二百二十一条第四項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第二百二十七条 令第二百二十一条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（投資証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法） 第二百二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務の内容について<u>一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。</u>第二百二十七条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第二百二十一条第四項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第二百二十七条 令第二百二十一条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一 一般放送事業者（放送法第二十五条に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>二 特定設立企画人等又は当該特定設立企画人等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）</p> <p>ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>二 特定設立企画人等又は当該特定設立企画人等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>
---	--

十一 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

改正案	現行
<p>（募集等業務の内容についての広告等の表示方法） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う募集等業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第八条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十七条の第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第八条 令第四十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は</p>	<p>（募集等業務の内容についての広告等の表示方法） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う募集等業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第八条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十七条の第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第八条 令第四十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は</p>

、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二十条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 特定目的会社若しくは特定譲渡人又は当該特定目的会社若しくは特定譲渡人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 （略）

2 （略）

、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 特定目的会社若しくは特定譲渡人又は当該特定目的会社若しくは特定譲渡人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者（放送法の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 （略）

2 （略）

改正案	現行
<p>（受益証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について<u>基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第十二号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。</u> 第八条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令第七十二条の第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</u></p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第八条 令第七十二条の第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（受益証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について<u>一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。</u> 第八条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、<u>令第七十二条の第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</u></p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第八条 令第七十二条の第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>二 原委託者又は当該原委託者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）</p> <p>ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>二 原委託者又は当該原委託者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>
--	--

改正案	現行
<p>（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第三十条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。</u>）を除く。第三十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第三十条の十九 令第十二条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法） 第三十条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。</u>第三十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。</p> <p>（<u>一般放送事業者</u>の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第三十条の十九 令第十二条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>二 信託会社又は当該信託会社が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>イ <u>有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）</u></p> <p>ロ <u>有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者</u></p> <p>ハ <u>電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者</u></p> <p>二 信託会社又は当該信託会社が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（<u>一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。</u>）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>
--	---

附 則

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。